

必要書類一覧 チェックシート

(提出前に□に✓を記入してご確認ください。)

申請先： 静岡市都市局建築部住宅政策課 空き家対策係

所在地： 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎新館5階

電話： 054-221-1192

被相続人居住用家屋等確認申請書

様式1-2

家屋の取壊し後に敷地を譲渡した場合

【注意事項】

※ 2名以上で相続して同時に申請を行う場合、人数分の申請書をご用意ください。

その場合、添付書類は人数分ではなく、1通ご用意いただければ結構です。

※ ご提出いただいた添付書類を確認したうえで、追加で新たな添付書類が必要になる場合があります。

被相続人の住民票の除票の写し … コピー可

【主な取得先】 各区役所戸籍住民課、支所、市民サービスコーナーなど

【注意事項】

- 要件を満たしていることが住民票の記載により確認できない場合であっても、代替書類・補完書類の提出及びヒアリング等により、確認書が交付される場合がありますのでご相談ください。

申請家屋・敷地の相続人全員の住民票の写し … コピー可

【主な取得先】 各区役所戸籍住民課、支所、市民サービスコーナーなど

【注意事項】

- 相続人の住民票の写しは、取壊し、除却若しくは滅失時以降の日付で取得した住民票の写しが必要です。**
- 換価分割をした場合、換価分割をした方全員が相続人となります。
- 相続人が複数いる場合は、すべての相続人の住民票の写しが必要です。
(注) ここでいう相続人は、実際に当該家屋及びその敷地等を取得した相続人だけでなく、土地又は家屋のみ取得した相続人を含むためご注意ください。
- 相続開始の直前又は老人ホーム等入所の直前の住所が確認できない場合（転居している場合等）は、当該相続人の戸籍の附票の写しが必要です。

申請家屋の敷地等の売買契約書のコピー等

【注意事項】

- 売買契約書は相続人と買主で締結したものがが必要です。
- 売買契約書が複数ページにわたる場合は、すべてのページの写しが必要です。

(換価分割、家屋が未登記 又は 家屋の登記名義人が被相続人のままの場合のみ) 遺産分割協議書のコピー等

(家屋が未登記の場合のみ) 家屋の解体工事の契約書及び請求書のコピー等

(家屋が未登記 又は 閉鎖事項証明書に建築年月の記載が無い場合のみ) 名寄帳または固定資産税課税明細書のコピー等

※被相続人居住用家屋が登記されている場合、登記情報を市で確認します。

申請の際に、家屋番号がわかる書類を持参又は添付してください。(コピー可)

(例：家屋の登記事項証明書や登記完了証、名寄帳、固定資産税課税明細書等)

□ 以下の(i)~(ii)のいずれか

(i) 電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類

… コピー可

【書類の例】 支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細（最終の料金引き落とし日が分かるもの）等

【主な取得先】 電力会社、ガス会社、（水道）お客様サービス課又は水道事務所

- 【注意事項】
- ・ 電気、水道、ガスのうちどれか1点をご用意ください。
 - ・ **相続から譲渡までの間に閉栓や使用廃止をしていることをもって要件を満たしているものとします。**
 - ・ 水道の場合は、お客様サービス課又は水道事務所で「空き家譲渡所得3000万円特別控除の添付書類として水道の使用を中止した日がわかる書類が欲しい」旨を伝え、ご請求ください。また、水道の中止手続が済んでいないと発行できないため、ご注意ください。

(ii) 宅地建物取引業者による広告

… コピー可

【書類の例】 媒介契約を結んだ宅地建物取引業者が売買物件として広告していた際のチラシやホームページの情報等

【主な取得先】 宅地建物取引業者など

- 【注意事項】 **家屋の現況が空き家であり、かつ、家屋の取壊しの予定があることを表示している広告が対象です。**

□ **家屋取壊し後の写真**

… コピー可

【主な取得先】 宅地建物取引業者、解体業者、測量を依頼した土地家屋調査士など（ご自身で撮影したものでかまいません）

- 【注意事項】
- ・ **取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時までに撮影された更地の写真を提出してください。**
 - ・ 写真には撮影日を記載してください（手書き可）。

【被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には以下の書類も必要】

- 入所時に要支援・要介護認定を受けていたことが確認できる書類 … コピー可**

【書類の例】 施設入所時の介護保険被保険者証、障害福祉サービス受給者証、要介護認定等の決定通知書、市区町村作成の要介護認定を受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等

- 老人ホーム等の名称・所在地・施設の種類の確認できる書類（入所時の契約書等） … コピー可**

※以下のア～エのいずれに該当するか確認

ア 老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム

イ 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院

ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅

エ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設又は共同生活援助を行う住居

- （老人ホーム等に住民票を移していない場合のみ） 老人ホーム等の入所期間が確認できる書類**

【書類の例】 施設利用料の最後の月の領収書、死亡したところが施設となっている死亡診断書のコピー、施設入所証明書など

※ 上記の□の書類が用意できない場合、入所施設に **施設入所証明書** の発行を依頼してください。

施設入所証明書の記載事項…被相続人の氏名・生年月日・利用期間・入居当時の介護度・施設所在地・施設名

- 以下の(i)～(iii)のいずれか**

(i) **電気、水道又はガスの契約名義（支払人）及び使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類 … コピー可**

【注意事項】 ・ 相続開始日以降に閉栓や使用廃止をしていることをもって要件を満たしているものとします。

(ii) **申請家屋への外出、外泊等の記録（老人ホーム等が保有するもの）のコピー等**

(iii) **その他要件を満たしていることを認めることができるような書類 … コピー可**

※申請被相続人居住用家屋に配達された被相続人宛ての郵便物、相続後に家財道具を撤去・処分した際の請負契約書等